

# 高等学校等通学費補助制度のお知らせ（令和4年度）

～南幌町教育委員会～

高等学校・高等専門学校・特別支援学校高等部に通学する生徒の保護者で、南幌町に在住の方に対し、通学費の一部を補助する制度です。

## <H29より補助の内容及び申請方法が変わりました！>

※申請の際、通学定期の写しが不要になります。

・南幌高校通学者への補助を拡充しました（市街地から通う生徒は対象外）。

## <対象者>

- ・高等学校、高等専門学校、特別支援学校高等部に通学する生徒の保護者で、南幌町に在住の方
- ・町税等の滞納がないこと

※通学方法によらず一定額の補助となり、生徒が町外の下宿や寮などに居住している場合や、車による送迎、自転車通学など通学定期を購入していない方も対象となります。

## <補助額>

入学より3年間、通学先の学校により一定の額を補助します（下記参照）。

ただし、長期休業（夏期：8月、冬期：1月）は除き、年間10ヶ月分を上限とします。

## ◆補助金額（1ヶ月あたり）◆

市町村	学校名	補助金額（※①区分）	補助金額（※②区分）
南幌町	南幌	7,000円	9,300円
長沼町	長沼	10,000円	9,200円
栗山町	栗山	9,300円	10,000円
江別市	江別	8,600円	10,000円
	野幌	9,300円	10,000円
	とわの森三愛	10,000円	10,000円
	大麻	10,000円	10,000円
北広島市	北広島	7,200円	3,700円
	北広島西	9,100円	6,400円
	札幌日本大学	9,400円	6,000円
岩見沢市	市内すべて	10,000円	10,000円
恵庭市	市内すべて	10,000円	6,600円
千歳市	市内すべて	10,000円	7,700円
札幌市	市内すべて	10,000円	10,000円 ただし、札幌東商業高校は6,600円

上記以外は、教育委員会までお問合せ下さい。

※①区分：②区分以外

※②区分：8区（12号より西側）、10区、11区、12区、稲穂町内会

【南幌高校通学者は区分が異なります。】

市街地区は対象外、②区分を「11区、12区、稲穂町内会」、その他を①区分とします。

### <申請に必要な書類>

下記の書類を教育委員会まで提出して下さい（郵送可）。

1. 高等学校等通学費補助申請書
2. 納税確認同意書
3. 「学生証の写し」または「在学証明書」

※在学証明書の場合、申請日から1ヶ月以内に発行されたもののみ有効です。

1・2の用紙は町ホームページからダウンロード出来るほか、教育委員会窓口にも設置しています。  
 (HPアドレス <http://www.town.nanporo.hokkaido.jp/>)

### <申請・支給時期（令和4年度）>

	対象月	申請期限	支給時期
第1回	4月・5月・6月	令和4年 5月31日(火)	令和4年 6月末
第2回	7月・9月	令和4年 8月31日(水)	令和4年 9月末
第3回	10月・11月・12月	令和4年 11月30日(水)	令和4年 12月末
第4回	2月・3月	令和5年 2月28日(火)	令和5年 3月末

#### 【申請例】

	第1回			第2回			第3回			第4回		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
4回支給	申請		支給 (1回分)	申請		支給 (1回分)	申請		支給 (1回分)	申請		支給 (1回分)
2回支給				申請		支給 (2回分)				申請		支給 (2回分)
1回支給										申請		支給 (4回分)

※第1回で申請せず、第2回の申請で第1回と併せて支給を受けることも可能です。

#### 【南幌町ふるさと応援寄附金活用事業】

高等学校等通学費補助事業には南幌町を応援されている皆さんの寄附金が活用されています。

申請・お問合せ  
 〒069-0237 南幌町栄町3丁目3番1号  
 南幌町教育委員会 生涯学習課学校教育グループ  
 (011-378-6620)